

「養育費，婚姻費用の算定に関する実証的研究」に対する意見書

2020年（令和2年）11月18日

日本弁護士連合会

2019年12月23日に平成30年度司法研究として公表された「養育費，婚姻費用の算定に関する実証的研究」は，従来の養育費・婚姻費用の標準算定方式・算定表の改定を行ったが（以下，同研究による算定方式及び算定表を「改定標準算定方式・算定表」といい，算定方式又は算定表のみを指すときは「改定標準算定方式」又は「改定標準算定表」という。），当連合会は，その改定の過程・内容を検証し，養育費・婚姻費用の算定に関する更なる改善に取り組むべく，以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 裁判所は，改定標準算定方式・算定表について，以下の点を踏まえた検証と見直しを行い，その成果を公表すべきである。
 - (1) 子どものための「住居関係費」，「保健医療」及び「保険掛金」について，養育費・婚姻費用として義務者が分担する対象から除外すべきでないこと。
 - (2) 職業費については，「こづかい」を除外し，計上する全ての費目について，有業人員のための支出額にとどめて算出すること。
 - (3) 公租公課について，可能な場合には実額で認定すること。
 - (4) 子どもの年齢区分については，3区分（5歳以下，6～14歳，15歳以上），いずれは4区分（5歳以下，6～11歳，12～14歳，15歳以上）とすること。
 - (5) 子どもの生活費指数について，14歳以下は62ではなく66を，15歳以上は85ではなく95を用いること。
 - (6) 分担後の義務者及び被扶養者の生活費（「住居関係費」，「保健医療」及び「保険掛金」を含む。）を比較し，被扶養者に対する生活保持義務が果たされているかどうかを個別に確認すべき場合があること。
 - (7) 権利者の方が義務者よりも高収入の場合であっても，生活保持義務の理念の下，子どもが義務者と同居している場合の子どもの生活費を基準とすべきこと。

- (8) 個別的事情については、通常の範囲のものであっても改定標準算定表における1～2万円の幅での整理ができない場合があることを踏まえ、通常範囲のものも含めて柔軟な調整を図るべきこと。
- (9) 権利者について、稼働能力がないなど最低生活費を確保できない場合は、実態に即し、権利者に養育費を分担させるべきでない場合があること。
- (10) 義務者の生活費が最低生活費を上回る一方、被扶養者の生活費が最低生活費に満たない場合は、実態に即し、更に義務者に負担を求め、被扶養者に最低生活費を確保することを検討できる場合があること。
- 2 裁判所は、前項に基づく検証と見直しを行った後も、5年ごとを目途に同算定方式・算定表の検証と見直しを行い、その際には、法務省、厚生労働省、総務省、ひとり親家庭の当事者団体及び当連合会等から事前に意見を聴取し、参考にすべきである。
- 3 国は、子どもの最善の利益のために、改定標準算定方式・算定表においてもなお権利者が全て負担するものとされている子どものための「住居関係費」について、養育費・婚姻費用に関し考慮すべき事項として法律で定めるべきである。
- 4 養育費・婚姻費用の算定に携わる実務関係者は、改定標準算定方式・算定表を利用する場合には、第1項で指摘した各点について留意すべきである。また、裁判所においても、同様の留意をすることが望まれる。

第2 意見の理由

1 標準算定方式・算定表の改定までの経緯

2003年3月、東京・大阪養育費等研究会が公表した「簡易迅速な養育費等の算定を目指して－養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案－」（「判例タイムズ」1111号285頁，1114号3頁。以下「研究会提案」という。）で提案された養育費・婚姻費用に関する標準算定方式・算定表は、その内容の妥当性について十分な検証がなされないまま、数年程度で実務上定着した。

当連合会は、『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書（2012年3月15日，以下「意見書」という。）において、研究会提案を検証し、標準算定方式・算定表の問題点を明らかにした。続いて、当連合会は、「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」（2016年11月15日，以下「提言」という。）において、標準算定方式・算定表の問題点を克服すべく、新しい簡易な算定方式・算定表（全39表）を公表

した。

2019年12月23日、司法研修所は、東京及び大阪の家庭裁判所所属（当時）の裁判官4名による「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」（司法研究報告書第70輯第2号。以下「司法研究」という。）を公表した。その内容は、当連合会の意見書及び提言での研究会提案に対する意見についても検討し、標準算定方式・算定表を改定したものである。

改定標準算定方式・算定表は、公表後、その内容の妥当性について十分な検証がされないまま直ちに裁判実務において利用されているが、本意見書は、司法研究の検証をし、改定標準算定方式・算定表を利用する場合に留意すべき事項を明らかにするとともに、養育費・婚姻費用の算定基準の在り方について提言するものである。

2 司法研究の検証

(1) 適切と考えられる点

① 税率等及び統計資料の更新

司法研究は、税率及び社会保険料率については2018年7月時点のものを使用し（18頁）、参照した家計調査¹年報及び生活保護基準については直近の5年分である2013年から2017年までの平均値を原則として用い（27頁、31頁及び42頁）、学校教育費については2012年、2014年及び2016年の子の学習費調査を原則として用いている（37頁）。

これらは、基礎となるデータを更新するものであり、現代の生活実態を反映させる上で適切と考えられる。

② 職業費として計上する金額を有業人員分に限定する費目の拡大

標準算定方式・算定表では、職業費として計上する金額を有業人員分に限定する費目は「被服及び履物」のみで、その他の費目については全額を計上していたところ、司法研究は、総務省統計局「平成26年全国消費実態調査」を参照して詳細に検討した上で、「被服及び履物」に加え、「通信」及び「書籍・他の印刷物」についても同様の扱いとした（22～25頁）。

この点は、生活実態に近づくものとして適切と考えられる。

③ 算出過程の明示

¹ 国民生活における家計収支の実態を把握して、景気動向の重要な要素である個人消費の動向など、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供するため、総務省統計局が毎月実施している統計調査のこと。各費目の内容は、同局の定める「収支項目分類及びその内容例示」に基づいている。

公租公課、生活費指数及び特別経費（自営業者）の算出過程を明らかにしたことは、検証可能性を高める点で適切と考えられる。

④ 基礎収入割合の明示

総収入に占める基礎収入の割合を一覧表として示した（35頁）ことは、算定方式の利用を容易にする点で適切と考えられる。

⑤ 義務者の分担能力の検討

司法研究は、生活保持義務が最低生活費の保障に優先するとの研究会提案の考えを改め、義務者に養育費分担義務のない場合があることを明示しており（49頁）、この点は適切と考えられる。

⑥ 成年年齢引下げと養育費の終期

成年年齢引下げが養育費の終期に原則として影響を及ぼさないと解すべきであるとした点は、成年年齢の引下げが未成熟子の概念を直ちに変更するものではないことを踏まえていて、適切と考えられる。

(2) 問題があると考えられる点

① 特別経費に関する問題（意見の趣旨1(1)、3）

ア 特別経費の意義と生活保持義務

特別経費として総収入から控除することは、その費目を生活保持義務の対象から除外することを意味するから、控除すべき根拠と控除額の認定・算定については、慎重に検討されなければならない。

しかし、以下に述べるとおり、司法研究の考え方は、特別経費の意義と生活保持義務の理念を踏まえているとは言い難く、誤解や検討回避も散見される。

なお、自営業者の特別経費については、総収入に応じた金額又は割合の一覧表が示されていないため、十分な検証ができない。

イ 「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」についての問題

司法研究は、「住居関係費」については「再生産のための拠点として、特別の事情がない限りは生活に必要不可欠なもので、別居・離婚という事態に至っても容易に変更することができないものである」（29～30頁）との理由で、「保健医療」については「就労して収入を得る前提として健康を維持するのは必要不可欠である」（30頁）との理由で、「保険掛金」については「保険契約には様々な種類があるものの、生命保険、医療保険、火災・地震保険及び損害保険等、多くの保険契約は、不測の事態に備えるものとして、生活基盤に必要な固定的な費用といえる」（3

0頁)との理由で、いずれについても、特別経費として、家計調査年報に基づき、総収入に応じた金額が有業者に優先的に確保される結果を招くことを認めている。

しかし、「住居関係費」が「再生産のための拠点として(中略)生活に必要な不可欠なもので」とあるとの理由は、稼働するために一定の居住面積・住居費を確保する理由とはなり得ても、統計資料に基づき、総収入に応じた「住居関係費」が有業者に優先的に確保される結果となることを認める理由にはならない。また、「別居・離婚という事態に至っても容易に変更することができない」との理由は、具体的事情に応じた「住居関係費」を確保するという本来的な「特別経費」の意義を念頭に置いているが、統計資料に基づき総収入に応じて確保される「住居関係費」は、そもそも、具体的な生活実態を踏まえたものではない。この点について、当連合会は、既に「個別具体的事情を一切考慮せず平均値を用いて標準化することは、特別経費が個別具体的かつ弾力性・伸縮性に乏しいために控除するという特別経費の意義と相反する」(意見書8頁)と指摘しているところである。

次に、「保健医療」についての理由も、稼働するために一定の医療費を確保する理由とはなり得ても、統計資料に基づき、総収入に応じた「保健医療」が有業者に優先的に確保される結果となることを認める理由にはならない。

さらに、「保険掛金」については、家計調査上の項目としては、「貯蓄的要素のある保険掛金」である「保険料」が用いられており、掛け捨て型のものは含まれていないから、そもそも、「不測の事態に備える」面は小さいと言わざるを得ず、「生活基盤に必要な固定的な費用」であるとは評価できない。司法研究は、「高収入者が低収入者に比して、特に高い割合(収入比)で保険掛金を支出しているものではないから、統計上、高収入の者が特に高い支出割合で貯蓄性の保険に加入しているとはいえない」(30頁・脚注42)とも指摘しているが、問われているのは、「高収入の義務者の貯蓄性部分を控除し留保させること」(意見書8頁)の是非である。収入に応じて「保険掛金」の割合が高まっているわけでもないとしても、そもそも「貯蓄的要素のある保険掛金」である「保険掛金」について、高収入であるほど高額が確保される(低収入であれば低額しか確保されない)結果となることを認める理由は見出し難い。

むしろ、「権利者と義務者の生活水準を同程度にするという生活保持義務の考え方からは、住居費や保険掛金等について、そもそも特別経費として控除する理由は導かれない」（意見書8頁）とすべきである。

なお、この点に関し、当連合会は、「構造的に、収入の差が住居費・保険掛金・医療費の格差を生じさせ（例えば、年収1000万円の義務者の住居費等は約182万円となるが、年収200万円の権利者の住居費等は約47万円となり、格差が固定されている。）」（意見書8頁）とも指摘したところである。稼働能力がなく無収入である権利者は、義務者と異なり、「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を捻出できずに自身の生活の基盤を確保し難いことにもなりかねないのであって、義務者と同程度の生活水準を確保するという生活保持義務が果たされているかどうかを個別に確認すべき場合があることは明らかである。

ウ 子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」の否定

改定標準算定方式・算定表は、研究会提案同様、特別経費について、個別具体的かつ弾力性・伸縮性に乏しいために総収入から控除するものとの考えに立ちながら、収入以外の個別具体的な事情を全て捨象し、家計調査上の総収入に対応した割合的なものであるとの考え方に転換しているため、結果として、子どもの「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」について、義務者には一切分担させていない。

まず、司法研究は、「子は親と同居するのが通常であり、子が独立した住居費を必要とするとは考えにくい」（30頁）との理由で、子どものための「住居関係費」を確保する必要性を一般的に否定した。しかし、子どもについて、その年齢や人数に応じ、必要となる居住面積が増大することは明らかであって（平成28年3月18日付け国土交通省「住生活基本計画（全国計画）」²参照）、居住面積の増大に伴って「住居関係費」が増大するのであるから、「子が独立した住居費を必要とするとは考えにくい」との指摘は、子どものための「住居関係費」を確保する必要性を一般的に否定する根拠とはなり得ない。

次に、司法研究は、「現実にも、子に対しては自治体による医療助成が行われていることも多く、医療費は非常に低額であると思われる」（30

² 誘導居住面積水準及び最低居住面積水準は、いずれも、世帯人数に応じて増大し、「3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する」。

頁)との理由で、子どものための「保健医療」を確保する必要性を一般的に否定した。しかし、一般に、「自治体による医療助成」の対象は、健康保険が適用されるものに限定されているところ、家計調査上、「保健医療」は、「健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要な財及びサービスへの支出」とされており、健康保険が適用される医療費に限られていない。市販の医薬品のほか、マスクや眼鏡、体温計、哺乳瓶、おむつなども含まれるのであって、「子に対しては自治体による医療助成が行われている」との指摘は、子どものために必要となる「保健医療」を非常に低額であるとする根拠になるとは言い難い。

さらに、司法研究は、子どものための「保険掛金」を確保する必要性も一般的に否定しているが、その理由については明らかにしていない。前述のとおり、家計調査上、「保険掛金」(「保険料」)は、「貯蓄的要素のある保険掛金」とされており、貯蓄性のある学資保険も含まれるから、子どものための「保険掛金」を確保する必要性は否定できない。

このように、司法研究は、子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を否定した結果、子どもが何歳であっても、何人であっても、子ども部屋の確保といった子どものために必要となる「住居関係費」も、子どものための眼鏡やおむつ、市販薬などの「保健医療」も、教育資金を準備するための学資保険などの子どものための「保険掛金」も、全て権利者が負担することとしている。権利者において、これら子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を捻出するには、子どものための他の生活費を削るか、権利者自身の生活費を過大に削るということにもなりかねず、結局、子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を確保できない結果となる事態が生じ得る。ひいては、義務者と同程度の生活水準を確保できないだけでなく、学習環境の確保や視力矯正、学資保険への加入といった子どもの養育環境を整えること自体が困難となる場合もあろう。

子どものための「住居関係費」、「保健医療」及び「保険掛金」を義務者に一切負担させないことは、標準算定方式・算定表が抱えていた問題の中でも、子どもの貧困を招来・固定化する極めて重大な問題であったのであるが、現状、司法研究においても依然として十分な検討がなされていないのである。したがって、このままでは、この問題についての実務における取扱いの改善は見込まれない。特に、子どものための住居に

については、ひとり親家庭に対する支援又は子どもの貧困対策として、母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）や公営住宅への優先入居など、国や地方自治体においても取り組まれているものの、対策としていまだ十分であるとは言い難いのが現実であり、その費用は、生活の基本的部分に関わる極めて確保の必要性が高い性質のものであることからして、養育費・婚姻費用の算定において正当な考慮がなされるべき要請は高く、もはや立法的な解決が望まれると言えよう。

なお、改定標準算定方式・算定表を利用する場合であっても、子どもが寄宿舎に入り、又は下宿している場合などは、子が独立した住居費を必要とする特別事情に該当するから、子どもの「住居関係費」を考慮することが可能である。同様に、医療助成が行われていない自治体に居住する子どもや自治体による医療助成が行われない年齢の子どもについては、特別事情として子どもの「保健医療」を考慮することが可能である。

② 職業費に関する問題（意見の趣旨 1 (2)）

ア 「こづかい」についての問題

司法研究は、費目ごとに全国消費実態調査³の結果を参照する中で、『こづかい』は同調査で費目として挙げられておらず、同調査を参考にすることができないが、一般に有業人員を含む親に対するこづかいと非有業人員である子に対するこづかいとは額に大きな差があり、同費目も子ではなく、主に親のための支出とみることができる」（24～25頁）との理由で「こづかい」について有業者分に限定しなかったが、これは、その前提においても判断においても問題がある。

全国消費実態調査上、「その他の消費支出」は、「諸雑費」、「交際費」、「仕送り金」及び「こづかい（使途不明）」で構成されているところ、司法研究が参照した「平成26年全国消費実態調査」第16表には、「こづかい」を除く前三者の額が掲載されているから、「その他の消費支出」の額から「諸雑費」、「交際費」及び「仕送り金」の額を控除することで、「こづかい」の額及び「消費支出」に占めるその割合を算出することが可能である（添付資料1）。

³ 国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、世帯の消費・所得・資産に関する水準、構造、分布などを全国及び地域別に明らかにすることを目的として、1959年から5年ごとに実施されている。家計調査と同様、各費目の内容は、同局の定める「収支項目分類及びその内容例示」に基づいている。

また、「こづかい」は世帯主分と他の者の分を含んでおり、「被服及び履物」、「通信」及び「書籍・他の印刷物」と同様、子どものために支出される部分が一定程度あることがうかがわれる上、むしろ、子どもの成長に伴い、非有業人員である子どものための「こづかい」が有業人員を含む親のための「こづかい」を上回るという評価もできるから（添付資料1）、司法研究と同様の手法を用いて検討すれば、「こづかい」についても、世帯の支出額を世帯人員で除して有業人員を乗じた有業者分に限定されなければならない（添付資料2①）。

さらに、司法研究は、「こづかい」について、「こづかいとして世帯人員に渡されたもののうち、使途が明らかでないものなどが計上されているところ、給与所得者の経費が含まれていると考えられる」（23頁）との理由で、「こづかい」も職業費に含めるべきであるとするが、家計調査上、「こづかい」の内容は、「こづかいのうち使途が不明なもの」とされているのであり、日常の雑費その他の意味で用いられる小遣い銭とは異なる。したがって、「給与所得者の経費が含まれている」との司法研究の指摘は、全国消費実態調査における「こづかい」の意義について正確に理解しているとは言い難いのであり、使途不明金そのものである「こづかい」は、そもそも職業費から除外されるべきであると言える（添付資料2②）。

イ 職業費として有業人員以外の分も計上していること

前述のとおり、司法研究は、職業費として計上する費目のうち、「被服及び履物」、「通信」及び「書籍・他の印刷物」については、支出額を世帯人員で除して有業人員で乗じた金額を計上することとしたが、「子のいる世帯の方が（中略）『交通』、『諸雑費』及び『交際費』は、むしろ支出割合が減少傾向にある（中略）ことからすれば、『交通』、『諸雑費』及び『交際費』については、子ではなく、有業人員を含む親のために支出されていることが多いものと推測できる」（24～25頁）とし、その全額を職業費として計上するのが相当であるとしている。

しかし、「交通」、「諸雑費」及び「交際費」は、他方で子どもの成長に伴う増加傾向も見られるのであり、一般的に考えても、就労のための支出ではないものは少なくないと評価すべきである。

したがって、職業費を過大に計上しないために、職業費の各費目について、有業人員のための支出額にとどめて算出すべきである。

ウ 「交通」についての問題

司法研究は、「交通」を職業費に含めるとの判断に至る過程で、「給与所得者の総収入の認定は、源泉徴収票の『支払金額』によることが多い（中略）が、この『支払金額』には非課税限度額内の通勤手当が含まれていないことから、（中略）『交通』の費目を職業費として控除することとの関係が問題となり得る」（23頁・脚注35）ことを指摘しつつも、「交通」を職業費に含めるべきであると判断した。

しかし、「交通」を職業費に含めるのであれば、通勤手当については、給与明細等によって確認し、総収入として認定すべきである。司法研究は、公租公課として控除すべき社会保険料の算定において、通勤手当が総収入に含まれるべきであることを把握しており（20頁・脚注28）、また、職業費及び特別経費を算出するために用いた家計調査年報においても「実収入」には通勤手当が含まれているのであるから、このように取り扱うことが、改定標準算定方式・算定表の正当な利用方法と言うべきであろう。

エ 職業費における私的支出の算入

なお、司法研究は、各費目には就労に必要でない私的支出が含まれるのではないかとの問題について、「『自動車等関係費』や『教養娯楽』など、その一部が職業費として支出されている可能性のある費目があるものの、それらについては職業費として計上していないから、就労に必要な部分に限定するために職業費として計上する金額を更に修正する必要」（26頁）はないと判断した。

しかしこれは、「通信」などの費目について全国消費実態調査を用いて詳細に検討したことと比較して、検討内容が粗雑であると言わざるを得ない。例えば、「平成26年全国消費実態調査」第19表には、無職の世帯における「被服及び履物」、「交通」、「通信」、「書籍・他の印刷物」、「諸雑費」、「こづかい」及び「交際費」の支出額も掲載されていて、就労のための支出でないものの「消費支出」に占める割合を検討することは可能であろう。

③ 公租公課の実額認定の否定（意見の趣旨1(3)）

司法研究は、「養育費等は、原則として過去の収入から将来の長年の収入を推認し、それを踏まえて算出するものであるから、実額での詳細な認定になじまない面がある」（17頁）、「職業費等について推計された標準的

な割合を用い、生活費指数も当該家庭でなく、子の年齢区分で抽象化した家庭での割合を用いるのであるから、公租公課のみ実額を認定することで、全体の正確性が担保できるとも言い難い」(17～18頁)、「仮に、公租公課について実額によるとの趣旨を徹底すると、将来の公租公課についても実額によるべきで、過去の実額を踏まえて、将来の公租公課等の額を特定して認定すべきこととなる。しかし、そのためには、生命保険料控除等の過去の所得控除原因の有無等の検討が必要となり、審理の複雑化を免れず、標準算定方式・算定表の目指す簡易迅速性が大きく損なわれ、事件ごとの認定判断によることとなり、安定的で合理的な認定が可能かどうかについても疑義が生じる結果となり、標準算定方式・算定表の目指す予測可能性のみならず公平性にも反する」(18頁)、「総収入以外に一部でも実額で認定すべきものがあれば、算定表の作成や利用が極めて複雑・困難となり、そういった意味でも、標準算定方式・算定表の目指す簡易迅速性及び予測可能性が大きく損なわれる」(18頁)との理由で、公租公課について実額による認定を否定している。

しかし、養育費・婚姻費用について、より実態に即した金額を算定することは、後見的役割を担う家庭裁判所における本来的な司法サービスとして重要であるから、簡易迅速性や予測可能性、公平性を損なわない限り、実額での詳細な認定を図り、可能な限りの正確性を確保すべきである。

また、推計値の利用は、個別具体的な事情を捨象するものであるから、職業費及び特別経費に加え、公租公課についても推計値を利用することとなれば、実態に即した金額の算定から更に遠ざかることとなる。司法研究では、総収入に占める基礎収入の割合が一覧表においておよそ1ポイント単位で整理されており(35頁)、1ポイントの持つ重みは大きいのであり、公租公課を実額で正確に認定することの意義は大きい。

さらに、公租公課について実額で認定するとしても、養育費・婚姻費用は、過去の(基礎)収入が当面続くものと仮定して算出されるものであるため、将来の公租公課を算定することまでは不要であるし、また、そのような算定は困難であろう。公租公課の変動に限らず、(基礎)収入に大きな増減があれば、養育費・婚姻費用は、改めて算出されるべきものでもある。

他方、算定表については、算定方式と異なり、より簡易に養育費・婚姻費用の目安を確認できるようにするため、実額ではなく、理論値を用いることが妥当であろう(当連合会の提言においても算定表は理論値を用いて

いる。)

なお、総収入に応じた公租公課について記載された表が示されなかったため、公租公課については検証が十分にできないが、例えば、総収入が1500万円である給与所得者の基礎収入の割合は、公租公課について理論値を用いると、38%（司法研究35頁・資料3）ではなく41.2%であるから（添付資料3）、そもそも、公租公課の算定過程又は結果に誤りがある疑いがある。

④ 生活費指数に関する問題

ア 子どもの年齢区分を2区分とする取扱いの問題（意見の趣旨1(4)）

司法研究は、「年齢区分を細かくすれば、当該算定時点において、生活実態に応じた子の生活費指数を算出することができる面もある」（37頁）ことは認めつつ、「3区分とした場合、生活費指数の計算に当たり、子の年齢に応じて細かい場合分けが必要となり、煩雑になることは避けられず、簡易迅速性及び予測可能性が害されることに加え、年齢が上がる度に、当事者間での協議が必要となり、頻繁に額の変更を申し立てることにもなり、法的安定性を損なうことになる」（38頁）、「簡易迅速性及び予測可能性並びに法的安定性の要請を上回るほどの利益があるといえるかについては、疑問がある」（38頁）、「0歳から14歳までの間と15歳以上との間を特に区別して取り扱うことが、教育制度や生活実態に合致し、実際的な合理性がある」（38頁）とし、子どもの年齢区分を2区分とした。

しかし、子どもの年齢区分を3区分、更には4区分としても、算定に用いる生活費指数が1～2種類増えるだけで、算定に要する時間はほとんど変わらず、実務関係者はもちろん、当事者にとっても、算定が煩雑になるとは言い難い。算定表を用意することも可能で、3区分とする場合は養育費・婚姻費用を合わせて全39表、4区分としても全79表にとどまる。改定標準算定方式・算定表が広く国民に利用されていることに照らせば、より実態に即した算定を可能とすることは、司法サービスの充実に資すると言えよう。

また、養育費については、非監護親と子どもとの交流と同様、その内容について「子の利益を最も優先して考慮」（民法766条1項）することが求められているのであるから、子どもの年齢に応じ、養育費の改定について当事者間で協議することは、子どもの成長に応じた養育費を確

保するものであって、適切である。養育費・婚姻費用の簡易迅速な改定のためには、算定のためのWebサイトやアプリの提供が検討されるべきであろう。

そもそも、養育費・婚姻費用について、より実態に即した金額を算定することは、後見的役割を担う家庭裁判所における本来的な司法サービスとして重要であるから、簡易迅速性や予測可能性、法的安定性を損なわない限り、年齢区分を詳細にし、可能な限りの正確性を確保すべきである。司法研究においても、「0歳から11歳までの子にかかる費用が12歳から14歳までの子にかかる費用と比較して低廉であること」（37頁）を認識し、公立中学校における学校教育費が公立小学校における学校教育費の2倍以上である（他方、公立高等学校における学校教育費は公立中学校における学校教育費の2倍未満にとどまる）ことも明らかにされている（39頁・資料4）のであるから、子どもの年齢区分については、少なくとも3区分（5歳以下、6～14歳、15歳以上）、いずれは4区分（5歳以下、6～11歳、12～14歳、15歳以上）とすべきである。

イ 2区分としても生活費指数に問題があること（意見の趣旨1(5)）

司法研究は、「考慮すべき平均的な学校教育費（年額）は、0歳から14歳までは13万1379円（公立中学校の学校教育費相当額）、15歳以上は25万9342円（公立高等学校の学校教育費相当額）となり、前者についての世帯平均年収は732万9628円、後者についての世帯平均年収は761万7556円であり、それぞれの年収に応じた基礎収入割合である40%をそれぞれ乗じ、学校教育費考慮前の生活費指数を算出したときと同様に親一人子一人の世帯を想定して、学校教育費考慮後の子の生活費指数を算出」（46頁）している。

しかし、司法研究が独自に集計した「国公立中学校・国公立高校の子のいる勤労者世帯平均収入」（45頁・資料6-1, 6-2）は、世帯が親一人子一人の場合のものではないと思われ、算定の基礎において重大な問題があると思われる。例えば、「平成26年全国消費実態調査」第16表によれば、夫婦と子どもが2人の世帯のうち勤労者世帯で長子が中学生の場合の実収入が年額平均616万1772円（月額平均51万3481円）である。

そうすると、応急的に改定標準算定方式を利用するとしても、14歳

以下の子どもについては、司法研究も参照した「平成26年全国消費実態調査」第16表における夫婦と子どもが1人の世帯のうち勤労者世帯で子どもが中学生の場合の実収入（年額平均645万1356円，月額平均53万7613円）を利用し、「学校教育費考慮後の生活費指数をXとし，Xを用いて算出された子に割り当てられるべき生活費は，学校教育費考慮前の生活費の割合を用いて算出された子に割り当てられるべき生活費に学校教育費を加えたものと等しいことを前提として生活費指数を算出する」（45頁）こととし，添付資料4の第1項の計算により，学校教育費考慮後の生活費指数として66を用いるべきである⁴。

同様に，15歳以上の子どもについては，同表を用いて夫婦と子どもが1人の世帯のうち勤労者世帯で子どもが高校生の場合の実収入（年額平均636万4884円，月額平均53万407円）を利用し，添付資料4の第2項の計算により，学校教育費考慮後の生活費指数として95を用いるべきである。

なお，司法研究は，「子が大学に進学することを希望しており，かつ，その能力もあると認められるなど，子の大学進学の可能性が高いと認められる場合であって，両親の学歴，経済状況及び子に対する従前の対応等により，非監護親に大学卒業までの生活費を負担すべき事情があると認定，判断されたときは，子が一般的に大学を卒業する時と推認できる満22歳となった以降の最初の3月までを，養育費の支払義務の終期と判断すべきこととなる」（60頁）とするが，高等教育を取り巻く環境や認識の変化に加え，「すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない」（教育基本法4条1項）のであるから，非監護親に大学卒業までの生活費を負担させるべきかを検討するに当たり，両親の学歴をその事情として考慮することは相当であるとは言い難い。また，私立学校や大学への進学が特別事情として考慮される場合，分担の対象となる「学校教育費」は，添付資料5のとおりである。

ウ 居宅第2類費についての親と子どもの格差

⁴ なお，同居する配偶者の生活費指数は，司法研究には直接示されていないものの，59と考えられる（松本哲泓「〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定」174頁）。

司法研究は、生活費指数算定のための生活保護基準の利用において、「世帯単位で支出される居宅第2類費の具体的な内容は、光熱費及び家具什器購入費等であって、その内容からすると、当然に全ての年代の親と子の支出が同額であると推認されるものではなく、頭割りにすべきものとはいえない」（41頁）として、子どもに分配すべき金額を親に分配すべき金額の約20%⁵としている。

しかし、「居宅第2類費」には、水道光熱費や家具・家事用品のほか、保健医療や交通、通信、教養娯楽、交際費等が含まれていて、成長に応じた子どものための支出額が親のための支出額を上回る場合も有り得るのであって、親と子について5：1もの差異を設けるべきではない。子どもの貧困率における調査手法も検討するなど詳細な検討がされるべきである（提言5頁・脚注10参照）。

なお、司法研究は、「同一の年齢区分であっても、世帯人数によって異なる生活費指数が算出されることとなり、あまりに複雑で、算定表によるべき事案であっても多数の算定表を要し、日々の生活費である養育費等の算定方法としては簡易迅速性を欠き、当事者が自主的に定めるべきものである養育費等の算定方法としては予測可能性も欠くことになる」（41頁）とも指摘しているが、世帯人数によって異なる生活費指数が用いられるとしても、簡易な表を用いて一義的に定まり（提言・別表9参照）、算定に要する時間はほとんど変わらず、実務家はもちろん当事者にとっても、算定が煩雑になるとは言い難い。また、算定表は、世帯人数に応じて作成されるものであるから、世帯人数によって異なる生活費指数を用いても、用意すべき算定表が増えるわけではない。

⑤ 義務者及び権利者の分担程度に関する問題

ア 養育費についての義務者の過小な分担（意見の趣旨1(6)）

司法研究は、養育費の算定方式について、「日弁連提言も基本的に収入按分型によるという算定方法の基本的な枠組みについては支持している」（15頁・脚注23）として、詳細な検討を試みなかったが、収入按分型の算定については、「養育費が支払われても子どもの生活水準が義務者の生活水準を下回り、生活保持義務の理念が徹底されていない」（提言6頁）場合が生じることがあるので、改定標準算定方式・算定表を利

⁵ 司法研究43頁・資料5（2）居宅第2類費に基づき、以下のとおり算出。
(2人平均4万9757円－1人平均4万1333円) ÷ 1人平均4万1333円

用するとしても、分担後の義務者及び子どもの生活費（「住居関係費」、
「保健医療」及び「保険掛金」を含む。）を比較し、子どもに義務者と同
程度の生活水準を確保するという生活保持義務が果たされているかど
うかを個別に確認すべき場合がある。

イ 養育費についての義務者の過大な分担（意見の趣旨1(7)）

司法研究は、養育費の算定について、「例外的に、権利者の方が高収入
である場合、子が権利者と同居している場合には、子が権利者と同居し
ている場合の子の生活費を基準とすべきであるが、この場合、権利者の
収入が高くなればなるほど、義務者の養育費分担義務が増加していくこ
とになって、義務者にとって極めて酷な場合が生じてしまうので、権利
者の方が高収入である場合については、権利者の収入額が義務者の収入
額と同一の場合に義務者が支払うべき費用を養育費の限度額とした」
（14頁）とする。

しかし、そもそも、養育費の算定について、婚姻費用の算定と異なり、
「権利者の方が高収入である場合、子が権利者と同居している場合には、
子が権利者と同居している場合の子の生活費を基準とすべきである」と
する根拠が不明である。権利者の基礎収入が義務者の基礎収入を上回る
場合でも、生活保持義務の理念の下、義務者は、自身の生活水準と同程
度の生活費を被扶養者に確保することとなるのであるから、子どもが義
務者と同居している場合の子どもの生活費を基準とすべきである（提言
14頁参照）。「権利者の方が高収入である場合については、権利者の収
入額が義務者の収入額と同一の場合に義務者が支払うべき費用を養育
費の限度額」とすると、権利者の収入が義務者の収入をどれほど上回っ
ても、義務者の分担額が減額されることはなく、義務者と権利者が自身
の（基礎）収入に応じて養育費を分担するという公平性を失することと
なって、義務者の分担が過大となる。改定標準算定表は、義務者の収入
に比して権利者の収入が高いほど、婚姻費用に比して養育費が高額とな
る事態をも一部招いているのである⁶。

⑥ 算定表における個別的事情の考慮についての問題（意見の趣旨1(8)）

⁶ 例えば、義務者の総収入が600万円で、権利者が子1人（0～14歳）を養育する場合、
婚姻費用は、権利者の総収入が800万円であれば月額3万円程度で、権利者の総収入が10
00万円であれば月額1万円程度であるが（改正標準算定表・表11）、養育費は、権利者の
総収入が800万円でも1000万円でも、月額6万円程度である（改正標準算定表・表
1）。

司法研究は、「個別的事情といっても、通常範囲のものは標準化するに当たって改定標準算定表の額の幅の中で既に考慮がされている」（50頁）とするが、そのような考慮がされていないとの研究会提案に対する当連合会の意見（意見書9～10頁）に対して、検討を加えていない。

個別的事情については、通常範囲のものであっても、一般に、子どもの年齢や人数に応じて増減することが明らかであって、子どもの年齢や人数を問うことなく1～2万円の幅で整理できる理由は見出し難い。

改定標準算定表を利用する場合は、個別的事情のうち通常範囲のものであっても十分に考慮されていないことを踏まえ、柔軟な調整が必要となる。

なお、この点については、養育費・婚姻費用の算定における簡易迅速性と予測可能性を確保するため、考慮されるべき通常範囲の個別的事情の範囲やその金額について、子どもの年齢や人数なども踏まえ、具体的に検討していく必要がある。

⑦ 最低生活費との関連

ア 権利者の過大な負担（意見の趣旨1(9)）

活用すべき資産や能力、機会などを有さない者について、最低生活費を下回る生活費での生活を強いることが憲法25条1項と相容れないことは、権利者の場合も同様であるから、権利者に稼働能力がないといった事情がある場合には、その実態に即し、権利者に養育費を分担させるべきでない（収入按分型による算定をしない）場合がある（当連合会両性の平等に関する委員会「養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル」188頁）。

なお、この点について、司法研究は検討を加えていない。

イ 被扶養者に最低生活費を確保することを検討できる場合（意見の趣旨1(10)）

養育費・婚姻費用が支払われても子ども・権利者世帯の生活費が最低生活費に満たないにもかかわらず、義務者の生活費が最低生活費を大きく上回る場合、いわゆる生活扶助義務において扶助の要否が最低生活費を基準に考えられていることに照らしても、生活保持義務の理念の下、実態に即し、被扶養者に少なくとも最低生活費を確保するために義務者に更に負担を求めることを検討できる場合がある（提言15頁参照）。

3 今後の在り方（意見の趣旨2～4）

以上のとおり、司法研究には、いまだ問題点が多い。今後は、裁判所において、改定標準算定方式・算定表について、以上に指摘した点や当事者団体その他の第三者の意見も踏まえた検証と見直しを行い、その成果を公表すべきである。また、改定標準算定方式・算定表の公表が広く国民の関心を集めた点を踏まえ、その後も、5年ごとを目途に検証と見直しを行い、その際には、法務省、厚生労働省、総務省、ひとり親家庭の当事者団体及び当連合会等から事前に意見を聴取し、参考にすべきである。

さらに、裁判所の検証とは別に、国は、少なくとも、権利者が養育する子どものための「住居関係費」については、その重要性から、義務者による養育費・婚姻費用の分担において考慮すべき事項として明示する立法をすべきである。

そして、養育費・婚姻費用の算定に携わる実務関係者は、裁判所による検証・見直し、当連合会による更なる提言又は立法がなされるまでの間、改定標準算定方式・算定表を利用する場合には、本意見書に指摘した点に留意して実務に当たるべきである。特に、職業費についての「こづかい」の除外（少なくとも有業者人員分への限定）、公租公課の実額認定、子どもの生活費指数の修正、分担後の生活費の比較、権利者が義務者よりも高収入の場合の算定、算定表利用時の柔軟な調整、権利者の分担能力の考慮及び被扶養者の最低生活費の確保については、直ちに実践することが可能である。

以上

添付資料 1

(「平成26年全国消費実態調査」第16表(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)に基づく「こづかい」の月額と消費支出に占める割合)

- 1 夫婦のみの世帯(夫30歳未満)
7315円(2.7%)
- 2 夫婦と子どもが2人の世帯(長子が3~6歳)
9952円(3.5%)
- 3 夫婦と子どもが2人の世帯(長子が中学生)
1万4944円(5.0%)
- 4 夫婦と子どもが2人の世帯(長子が大学生等)
2万7752円(6.2%)
- 5 夫婦のみの世帯(夫60歳以上)
1万4870円(5.1%)

※括弧内は「こづかい」が「消費支出」に占める割合。

添付資料 2

(①「こづかい」を世帯人員で除して有業人員を乗じた場合の職業費，②「こづかい」を職業費から除外した場合の職業費)

①「こづかい」を世帯人員で除して有業人員を乗じた場合の職業費

(単位：円)

実収入 (年額)	平均	200万円 未満	250万円 未満	300万円 未満	350万円 未満	400万円 未満	450万円 未満
こづかい (月額)	7,009	671	2,788	2,917	3,912	3,765	4,811
職業費合計 (月額)	73,324	23,801	39,160	43,148	47,753	47,691	52,824
職業費 実収入比	13.94%	16.07%	16.94%	16.86%	16.50%	15.46%	15.06%

実収入 (年額)	500万円 未満	550万円 未満	600万円 未満	650万円 未満	700万円 未満	750万円 未満	800万円 未満
こづかい (月額)	4,960	5,271	6,128	6,081	6,612	6,983	7,960
職業費合計 (月額)	55,877	58,137	62,773	66,474	70,675	73,801	80,793
職業費 実収入比	14.93%	14.44%	14.39%	13.87%	13.89%	13.68%	14.12%

実収入 (年額)	900万円 未満	1000万円 未満	1250万円 未満	1500万円 未満	1500万円 以上
こづかい (月額)	9,144	9,883	11,154	12,787	14,415
職業費合計 (月額)	87,953	93,616	105,224	124,150	143,615
職業費 実収入比	14.17%	13.58%	13.25%	13.02%	12.35%

②「こづかい」を職業費から除外した場合の職業費

(単位：円)

実収入 (年額)	平均	200万円 未満	250万円 未満	300万円 未満	350万円 未満	400万円 未満	450万円 未満
職業費合計 (月額)	66,315	23,130	36,372	40,231	43,841	43,926	48,012
職業費 実収入比	12.61%	15.62%	15.73%	15.72%	15.15%	14.24%	13.68%

実収入 (年額)	500万円 未満	550万円 未満	600万円 未満	650万円 未満	700万円 未満	750万円 未満	800万円 未満
職業費合計 (月額)	50,917	52,867	56,645	60,393	64,063	66,818	72,833
職業費 実収入比	13.61%	13.13%	12.98%	12.60%	12.59%	12.38%	12.73%

実収入 (年額)	900万円 未満	1000万円 未満	1250万円 未満	1500万円 未満	1500万円 以上
職業費合計 (月額)	78,809	83,733	94,070	111,363	129,201
職業費 実収入比	12.69%	12.15%	11.85%	11.68%	11.11%

なお、①、②のいずれについても、「こづかい」以外の項目は、司法研究の資料1(28頁)のとおりである。

添付資料 3

(総収入が1500万円である給与所得者の公租公課及び基礎収入)

健康保険料 (司法研究 20 頁)

$$\begin{aligned} &= \text{総収入 } 1500 \text{ 万円} \times 11.59\% \times 0.5 \\ &= 86 \text{ 万 } 9250 \text{ 円} \end{aligned}$$

厚生年金保険料 (同 21 頁)

$$\begin{aligned} &= \text{総収入 } 1500 \text{ 万円} \times 18.3\% \times 0.5 \\ &= 137 \text{ 万 } 2500 \text{ 円} \\ &\rightarrow 68 \text{ 万 } 760 \text{ 円 (同上限)} \end{aligned}$$

雇用保険料 (同 21 頁)

$$\begin{aligned} &= \text{総収入 } 1500 \text{ 万円} \times 0.3\% \\ &= 4 \text{ 万 } 5000 \text{ 円} \end{aligned}$$

所得税 (同 20 頁)

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{総収入 } 1500 \text{ 万円} - \text{給与所得控除 } 220 \text{ 万円} - \text{健康保険料 } 86 \text{ 万 } 9250 \\ &\quad \text{円} - \text{厚生年金保険料 } 68 \text{ 万 } 760 \text{ 円} - \text{雇用保険料 } 4 \text{ 万 } 5000 \text{ 円} - \text{基礎控除 } 33 \\ &\quad \text{万円}) \times 33\% - 153 \text{ 万 } 6000 \text{ 円} \} \times (1 + \text{復興等特別所得税 } 2.1\%) \\ &= 207 \text{ 万 } 9008 \text{ 円} \end{aligned}$$

住民税 (同 21 頁)

$$\begin{aligned} &= (\text{総収入 } 1500 \text{ 万円} - \text{給与所得控除 } 220 \text{ 万円} - \text{健康保険料 } 86 \text{ 万 } 9250 \text{ 円} \\ &\quad - \text{厚生年金保険料 } 68 \text{ 万 } 760 \text{ 円} - \text{雇用保険料 } 4 \text{ 万 } 5000 \text{ 円} - \text{基礎控除 } 33 \text{ 万} \\ &\quad \text{円}) \times 10\% + 5000 \text{ 円} \\ &= 109 \text{ 万 } 2499 \text{ 円} \end{aligned}$$

公租公課は、合計476万6517円であるから、総収入1500万円に占める割合は、31.78%である。

職業費が総収入1500万円に占める割合は13.35%で(同28頁)、特別経費が総収入1500万円に占める割合は13.67%であるから(同31頁)、基礎収入(=総収入-公租公課-職業費-特別経費)が総収入に占める割合は、41.2%である。

添付資料 4

(「平成 26 年全国消費実態調査」第 16 表に基づく子どもの生活費指数)

1 14 歳以下の子どもの生活費指数

世帯平均実収入 6 4 5 万 1 3 5 6 円 × 基礎収入割合 4 1 % × 学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X ÷ (義務者の生活費指数 1 0 0 + 権利者の生活費指数 5 9 + 学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X)

= 世帯平均実収入 6 4 5 万 1 3 5 6 円 × 基礎収入割合 4 1 % × 学校教育費考慮前の子どもの生活費指数 5 1 ÷ (義務者の生活費指数 1 0 0 + 権利者の生活費指数 5 9 + 学校教育費考慮前の子どもの生活費指数 5 1) + 公立中学校教育費(平均) 1 3 万 1 3 7 9 円

学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X

≒ 6 6

2 15 歳以上の子どもの生活費指数

世帯平均実収入 6 3 6 万 4 8 8 4 円 × 基礎収入割合 4 1 % × 学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X ÷ (義務者の生活費指数 1 0 0 + 権利者の生活費指数 5 9 + 学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X)

= 世帯平均実収入 6 3 6 万 4 8 8 4 円 × 基礎収入割合 4 1 % × 学校教育費考慮前の子どもの生活費指数 6 0 ÷ (義務者の生活費指数 1 0 0 + 権利者の生活費指数 5 9 + 学校教育費考慮前の子どもの生活費指数 6 0) + 平均的な公立中学校教育費 2 5 万 9 3 4 2 円

学校教育費考慮後の子どもの生活費指数 X

≒ 9 5

添付資料5

(文部科学省の実施する「子供の学習費調査」における「学校教育費」の内訳)

- 1 「授業料」
- 2 「修学旅行・遠足・見学費」
- 3 「学級・児童会・生徒会費」
- 4 「PTA会費」
- 5 「その他の学校納付金」(入学検定料・入学金, 私立学校における施設設備資金, 保健衛生費, 日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金, 後援会費, 冷暖房費, 学芸会費等)
- 6 「寄附金」
- 7 「教科書費・教科書以外の図書費」,
- 8 「学用品・実験実習材料費」(文房具類, 体育用品, 楽器, 製図・技術用具, 裁縫用具等の購入費及び調理用の材料購入費等)
- 9 「教科外活動費」(学芸会・運動会・芸術鑑賞会, 各教科以外の学級活動(ホームルーム活動), 児童会・生徒会, 臨海・林間学校等のために, 家庭が直接支出した経費)
- 10 「通学費」(スクールバス代, 通学用自転車購入費等)
- 11 「制服」
- 12 「通学用品費」(ランドセル, かばん, 雨傘などの購入費)
- 13 「その他」(学校の徽章・バッジ, 上ばき, 卒業記念写真・アルバムの代金等)

※文部科学省「子供の学習費調査 用語の解説(項目別定義)」より